## 山口家庭裁判所委員会議事録概要

- 第1 日時 平成21年5月25日(月)午後2時
- 第2 場所 山口家庭裁判所大会議室
- 第3 出席者

(委員・50音順)

赤穴泰博委員,伊勢嶋英子委員,宇和島正美委員,白石資朗委員,田中耕太郎委員,田中理絵委員,辻昌文委員,中山修身委員,村岡泰行委員(委員長),山本由美子委員

「オブザーバー 1

木村事務局長,岡田首席家庭裁判所調査官,明比首席書記官,吉兼次席家庭 裁判所調査官

## 第4 議事等

- 1 委員長あいさつ
- 2 新任委員自己紹介(山本由美子委員)
- 3 最高裁判所作成のDVDビデオ「成年後見~利用のしかたと後見人の仕事~」 の視聴
- 4 意見交換のテーマ「成年後見制度について」の説明(山野主任書記官及び前 川主任家庭裁判所調査官)
- 5 意見交換
  - [ :委員長 :委員(委員長を除く。) :オブザーバー :説明者(山野主任書記官又は前川主任家裁調査官)]

当庁では,成年後見制度を国民にとって利用しやすくするために工夫をしているが,本日は特に,次の2点について御意見をいただきたい。

(1)第三者後見人確保のための方策

## (2)より利用しやすい制度を実現するための改善点や広報の在り方等

成年後見開始事件で,申立てから成年後見開始決定までに日時を要する事件があるのは,鑑定等に時間がかかるためと理解すればよいのか。

そのとおりである。

統計の説明の中で,「終局」とか「認容」とかの言葉が出てくるが,ホームページ上に公開されている情報なのであれば,一般国民に分かりやすい言葉にしてはどうか。

被後見人の障害の類型により分類した統計はないのか。後見人になる者は、被後見人の精神障害や知的障害等の類型に関心があり、類型が分かると、一般の方にも後見業務のポイントが把握しやすいと考えるがいかがか。

統計上は,障害の類型による分類はされていない。判断能力の低下している人に対する虐待や,親族が高齢者に対する虐待などにより金員を得るような行為から,本人の財産等を保護するためには,成年後見制度を適切に運用する必要があり,また,同制度を必要とする人も多いと思われるので,この制度をもっと利用してほしいという思いがある。なぜ後見制度の利用が少ないのかについても,議論していただきたい。

従前の禁治産及び準禁治産の制度に代えて成年後見の制度が導入されたメ リット及びデメリットは何か。

従前の禁治産及び準禁治産の制度は手続が厳格な上,宣告を受けた旨,戸籍に記載されていたため,家族の不名誉につながるという考えから,利用者が極めて少なかった。老人人口も増えていることから,老人等の保護のため,欧米で既に導入されている制度と同様な,もっと使いやすい制度とすべく,成年後見の制度が導入されたものである。成年後見が開始されると,東京法務局にある専用の登記に登載されるが,戸籍には記載されない。

戦後の国民皆年金制度や農地解放等により資産を持つ人が増えた上,これ らの方々の高齢化が急速に進んでいる。しかし,子供が親の面倒を見ず,社 会で高齢者の面倒を見るというように介護の社会化が進んだ。

介護というのは,本来は契約によってなされるものであるところ,従前の 禁治産制度では使い勝手もイメージも悪いため,成年後見制度が導入された ものと考えている。

成年後見開始事件の件数は伸びてきているが,これ以上,利用者が増えると,後見人の不足が深刻化して,家庭裁判所も拙いのではないか。

その第三者後見人の確保に問題がある。

数値が増えているが、家庭裁判所や法務省は容量不足であるため、平成12年に、地域権利擁護事業としては社会保険事務所が見守る制度が始まっており、保佐や補助類型に当たる人であれば、既に社会福祉協議会がかなり見ている。しかし、介護施設は、介護保険事業者が押さえ込んでしまっている実情にある。

厚生労働省は,責任のある人が契約書にサインするのであれば契約は有効に成立する旨の通知をしているが,法律家としては,そのような契約は無効だと考えている。しかし,その量が大きすぎて,弁護士も,そのような契約は無効であると声を上げて言うことができずにいるのが実情である。

潜在的に,責任のある者が契約書にサインをする形で契約をすることの需要が大きいということか。

介護の仕組みは,西暦2000年施行の法律によって,それまでの行政が 決定するという方法から利用者と施設が契約を結ぶという方法に変わり,身 体の不自由な方は契約を結んで介護保険を利用するという介護の社会化が始 まった。

しかし,民法では,判断能力のない人は契約を締結することができないので,介護保険制度とセットで,急遽,成年後見制度が創設された。

本来は、他人が勝手に本人の名で契約を締結することはできないところ、以前は家族が本人に成り代わって契約を結ぶという日本的な運用が事実上行

われていたが,少子化や核家族化が進み,後見の必要な人が家庭から放り出されたような状態になってきて,問題が顕在化した。しかも,今後二,三十年間は,世界でもトップレベルで高齢化が進む見込である。

判断能力のない人をどうするかは,契約制度を採っている国に共通の課題であり,欧米でも同様の制度の利用者は多く,ドイツでは,人口比で日本の約10倍の利用者がある。

日本における現在までの利用者は数万人であるが、判断能力の不十分な人は国内に数百万人はいると言われており、現実に財産侵害の例は多い。しかし、親族後見もできなくなってきている上、家庭裁判所のキャパシティーも足りないので、プロフェッションである弁護士、司法書士、社会福祉士のいわゆる士業の人による第三者後見をせざるを得ない。そうすると、後見人報酬は個人負担なので、お金がない人は後見人を選任することができないことになる。

契約を基本とする現行制度には限界があり、今後は、地域後見等によるボランタリーな第三者後見を始める必要があると思われ、後見人の育成支援が課題になると考える。

お金のない人の後見が問題であると認識しているが,遺産分割の際に紛争を生じそうであり,お金を持っている人の後見も,親族に恨まれそうでやりにくいのではないか。資産の有無で後見の在り方についての考え方を別異にすべきなのか。

成年後見手続が遺産分割の前哨戦になることも時にはある。

推定相続人全員への意見聴取も行うが、その際に後見人の要否についての意見の食い違いも多い。したがって、そのような場合には、鑑定をして後見開始の是非を決めている。ただし、そのような場合には報酬の財源はあるので、後見人の引受け手はあり、現実に第三者後見人を選ぶことが多い。

そうすると、やはり、お金のない人が問題で、報酬が払えないために、後

見人の引受け手がいないということになる。

また,判断能力のある人は,本人が任意の後見契約を結ぶが,判断能力が ない場合は,申立てにより裁判所が後見人を選任する。

家庭裁判所も,保佐や補助までは無理なので,社会福祉協議会等に助けて もらっているが,その場合にも,虐待や不正が疑われる場合には,後見制度 を利用してもらいたい。

後見人の報酬は、どのくらいなのか。

財産管理をしたら、管理している財産から報酬を得るのが通常であるが、 既に親族等がお金を使い込んでしまって残っていないような人については、 後見人や保佐人となった社会福祉士などが、いわゆる「福祉後見」として、 財産管理でなく、虐待や詐取から守るためのケースワーカーのような仕事を 行っている。

厚生労働省は、「社会福祉支援事業」の名目で資金を示達しており、福祉後 見についても報酬の制度はあるが、市町村はこれを予算化せず、かりに予算 化しても、家庭裁判所の決定した報酬額しか支払ってくれない。

同じ作業をして報酬の有無が分かれるのはおかしいのではないか。

後見人がソーシャルワーカーないしケースワーカーのようになっているが,市役所にも本人の事情が分からないし,社会福祉士などにも分からない 状態であり,これにも限度がある。

厚生労働省の示した報酬は,施設在住者が1万8000円,在宅者が2万5000円である。

家庭裁判所の決定する報酬額も、その基準に準じている。

市町村役場も司法的な働きはないので,後見開始の申立てには消極的であったが,弁護士や社会福祉協議会からの働きかけで,申立てをするようになり,今は山口県は市町村の申立てがかなり多くなっている。国からの補助金があるので,市役所等も,慣れればあまり難しくないが,本人が死亡するま

で後見が続き,後見人報酬の支払いが累積することになるので,予算執行を 怖がるという現実がある。

後見の仕組みの始まりは、どのようなものであったのか。

元々は, 当事者間の契約に任せる仕組みであり, 補助金制度は一切なかった。

現在のようになることは,後見制度の創設当初から予測されていたことで はないのか。

当初は,後見人候補者を選んだ上で申立てをする制度であったのに,実際に運用してみたら,後見人候補者を立てることができないまま,申立てをする人が多かったというのが実情である。したがって,後見制度の需要を掘り起こす必要はあるが,後見人候補者はいないという状況である。これからは,一般市民にも第三者後見人をしてもらうことも考えなければならない。

報酬がなければ、後見人をやりたくはないのではないか。

現在の後見制度は家庭裁判所の負担が大きい。もっと簡略化された制度があってもよいのではないか。

これまでは、どの事件についても、家庭裁判所の後見監督がかっちりとしていたが、これからは事件によって家庭裁判所の後見監督にメリハリを付けて行くことを検討している。具体的な形は、まだ決まっていないが、監督の軽重を分ける方向へ行くのではないかと考える。

不正使用のリスクが高いものについては手厚く監督するという趣旨である。

この点については最高裁の家庭局も検討中であり,今年秋頃までに何らか の方向性が示されるのではないかと思う。

介護施設においては,正式な契約は成り立っていないのが実情である。本人の家族にも契約の必要性を説明しているが,金融機関の考え方が甘いのか,家族として契約を巡る不自由さを感じておらず,後見開始の申立てをしよう

としない。もっと金融機関に制度趣旨をPRすべきではないか。

社会福祉協議会も難しい案件を数十件抱え込んでいて,後見人を引き受けるのは無理であり,NPO法人を作るなどして,法人後見へ向かうしかないと思う。

しかし, 県もこれ以上の公費の投入は躊躇しているし, 先が見えないので 現場の市町村も躊躇している。

家庭裁判所が,もう少し政策的な行動を取ることは難しいものか。

行政側も尻込みをしているようで,山口県内は,弁護士,司法書士,社会福祉士などの士業で後見人は足りているのではないかという認識である。また,社会福祉協議会も,人件費をまかなえる程度の報酬があるのかと言ってきているが,裁判所が人件費の予算まで考えて後見人の選任を依頼することはできず,研修の際に講師を派遣するという支援くらいしかできない。

現在のような閉塞状況に,どのように風穴を開けたら良いのかが一番の関心事である。

論点を次の2つに分けた方がよいのではないか。

- (1)今の態勢で無理なら、家庭裁判所の行っている後見監督を民間に出すことにし、民事再生法における監督委員のように、チェック機能をアウトソーシングすることができないか。
- (2)後見人の供給源をどうするか。この点については,家庭裁判所はもっと 病院や施設を信頼して,法人後見をしてもらうことはできないか。

法人後見の幅を広げ,後見監督をアウトソーシングすれば,家庭裁判所の 負担も軽くなり,余裕が生まれるのではないか。

司法書士会や社会福祉士会も百時間くらいかけて勉強した人を後見人として推薦してきている上,家庭裁判所の行う研修もかなりあり,重装備の後見監督人候補者も育ってきていると思う。法人やNPO法人などの既存団体を活用すべきではないか。

医師やNPO法人も,20年くらい一緒に勉強して初めて後見人ができるようになる。新しい事業を始めるという観点からアプローチすることも考えられる。

また、大学等の教育機関においてもトレーニングをする仕組みを作るべきではないか。大学の中にNPOの人材になりそうな人をトレーニングし、登録する仕組みを作ることはできないか。

後見監督をアウトソーシングするのは難しく,このため,家庭裁判所も, 後見監督区分を見直したり,後見監督人の教育に力を入れたりしてきている。

今後は,後見人は個人に,後見監督人は法人にやってもらうというような ことも考えていくことになろうか。

後見は当事者間の契約に任せるのが民事の基本であるとしても、お金のある人は家庭裁判所の後見手続を利用し、お金のない人は法律の枠を外して親族等に任せるという二段構えにすることも考えられるのではないか。

二つの制度にするか否かは行政の問題であり,家庭裁判所としては後見監督の方法に濃淡をつけるだけになると考える。

現在の生活保護費からは後見の費用は出ないが,これは行政の問題として 議論すべきである。しかし,数十億円から数百億円規模の予算の話になり, そこがポイントになると考えている。

施設や病院にいる人については 親族による財産侵害があるようであれば,施設や病院等が後見人になるというのは名案である。しかし,後見制度の本来の趣旨は在宅の人が中心であるし,しかも,現在は施設から在宅へという大きな動きがあり,在宅の人には親族による権利侵害もあるから,そこに後見の必要も多くあると考えている。

社会福祉法人に成年後見部門があるとよいと思うが, しかし, 報酬に充てられる予算を誰が出すのかという問題がある。生活保護と後見費用の関係は, 社会福祉の問題であって,司法の問題ではない。本来的には後見費用は,本 人の財産から出すのが大原則であるということは司法の立場からは常識であり、本人の財産から出なければ、住宅のない人に生活保護を出すのと同様に、行政が補助金として出すしかない。いわゆる法テラスが後見人報酬を支払うという話もあったが、後見人報酬の給源は厚生労働省の問題ではないかということになって法務省でストップしている。

現状でも後見人候補者の給源が不足しているのは認識していたが,改めて 候補者が不足しているということを深く認識した。個人的には,病院や施設 等を後見人にし 後見監督をアウトソーシングするというのは名案だと思う。

若年の精神障害者については,一生にわたって後見人が必要となるが,それを引き受ける後見人に対して,人権問題になることがあるのではないか。

その問題はある。また,若年者は,保佐人が選任されるなどすると,それに納得せず,すぐに保佐人を解任しようとする行動をとったりすることもある。

複数の者で後見を行うことも大事なのではないか。

精神障害者で一人暮らしの人は,身内も世間体を気にして,引き取ろうとしない。しかも,本人は,自分はどこも悪くないという認識でいるので,保 佐人も困ることになる。社会的にも,そういう人が振り込め詐欺の対象とされ,振り込め詐欺がなくならないという問題がある。

このように,家族から見放されて,アドバイスも受けられない人をどうするかということは問題である。

十数年来にわたり,県の社会福祉協議会で千件以上の事例を審査してきたが,年金制度が充実してきて,老後に備えて多少のお金を持っている人がかなりいるという認識でいる。そこで,公費の投入だけでなく,本人の持っているお金を使うということが,コストパフォーマンスが高いと考えている。

## 4 次回テーマ

次回テーマとして「少年事件の現状と課題について」が提案され、了承され

た。

- 5 次回期日 平成22年1月27日(水)午後2時
- 6 委員長あいさつ

以 上